



サポーターズ

第7号

2024年6月4日
美里工業高等学校
生徒支援部 発行

校訓

自敬勤
主愛労

校外での迷惑行為や危険行為をしないこと

～三者面談期間、放課後の過ごし方～

①学校周辺の住民への迷惑行為はぜったいにしないこと！

- ・施設・住宅・アパート等の敷地内、駐車場への侵入＝不法侵入（犯罪）
 - ・喫煙、食べ散らかし、ゴミのポイ捨て、たむろ、バカ騒ぎ＝迷惑行為
 - ・自転車やオートバイの不法駐輪＝道交法違反、迷惑行為
 - ・自転車通学者の交通ルール・マナー違反＝交通事故の懸念、道交法違反
- 一部の生徒の迷惑行為が、地域と学校の「信頼関係」を根底から覆す事態になることを肝に銘じて欲しい。警察への巡回依頼を行います。

②安全第一！交通事故・水難事故に遭わないために！

○昨日、沖縄警察署の警察官をお招きして「交通安全講話」を実施しました。

- ・自分本位の判断・行動をとることなく、**相手を思いやる気持ち**を持つことで、多くの交通事故を防ぐことができる。
- ・**自転車**は車やオートバイと同じ**車両**であることを念頭に適切な運転を心がける。自転車通学者は**ヘルメット**を着用して下さい。
- ・自転車による交通事故でも高額な賠償金を請求される場合があるので、**自転車賠償保険**の加入がまだの生徒は、この機会に加入を検討する。

○海岸や河川で遊んでいた小・中学生、高校生の水難事故が後を絶ちません。

- ・遊泳が認められている場所以外での飛び込み行為や遊泳は絶対にしないこと。
- ・昨年、橋からの飛び込み行為（**危険行為**）で指導を受けた生徒がいます。
- ・認められている場所（**海・川**）でのレジャーについても、ライフジャケットを着用する等**安全に十分留意**すること。